

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回伊勢崎市自立支援協議会（全体会）
開 催 日 時	令和6年7月12日（金）午後2時～午後3時30分
開 催 場 所	障害者センター 2階多目的室
出 席 者 氏 名	（委員） 奥寺会長、阿久澤副会長、澁澤委員、高山委員、三澤委員、岡部委員、岡田委員、橋本委員、岩木委員、水谷委員、田村委員、金嶋委員、遠藤委員、本島委員、吉田委員 （事務局） 福祉こども部 石橋部長、山本副部長 障害福祉課 関根課長、深澤課長補佐兼障害政策係長、諸岡障害福祉係長、橋本主査 障害者センター 北嶋所長、岩立主査 障害者基幹相談支援センター 藤井相談員、南雲相談員、齋藤相談員、小池相談員
傍 聴 人 数	0人
会 議 の 議 題	1 報告事項 (1) 令和5年度 伊勢崎市自立支援協議会の活動状況について (2) 令和5年度 相談支援事業の実績について (3) 第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画の進捗状況について (4) 児童発達支援センター 地域障害児支援体制中核拠点の登録について 2 協議事項 (1) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への実地指導の実施について (2) 心のサポーター養成事業について (3) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価・株式会社恵の不正行為等への対応について (4) 地域生活支援事業の見直しの予定について (5) 伊勢崎市市民参加条例に基づく委員名簿の公開について 3 その他 (1) いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催について (2) 伊勢崎市手をつなぐ育成会について (3) 障害福祉施設における指定福祉避難所の指定について (4) タクシー活用事業（くわまるタクシー）について

会 議 資 料 の 内 容	資料 1 伊勢崎市自立支援協議会について、令和 6 年度伊勢崎市自立支援協議会組織図、伊勢崎市自立支援協議会特定課題委員会名簿 資料 2 令和 5 年度伊勢崎市自立支援協議会運営会議・特定課題会活動状況 資料 3 障害者相談支援事業実績 資料 4 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の成果目標の達成状況、進捗状況 資料 5 児童発達支援センター 地域障害児支援体制中核拠点の登録について 資料 6 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者実地指導実施計画（案）、令和 6 年度実地指導実施日程 資料 7 令和 6 年度「心のサポーター養成事業」に係る実施希望の採択について（通知）、心のサポーター養成事業に関する資料（厚生労働省） 資料 8－1 日中サービス支援型共同生活援助における協議会の評価 資料 8－2 株式会社恵の不正行為等への対応について（厚生労働省） 資料 9 令和 6 年度地域生活支援事業等の見直しの予定について 資料 1 0 伊勢崎市審議会等の会議の公開に関する指針 資料 1 1 いせさき福祉ふれあいマルシェ実施要綱、第 5 回いせさき福祉ふれあいマルシェ開催チラシ 資料 1 2 令和 6 年度伊勢崎市手をつなぐ育成会役員体制、組織図、事業計画、伊勢崎市手をつなぐ育成会特別支援学校学級等補助金交付方針、伊勢崎市手をつなぐ育成会賛助会員募集のご案内～知的障害や発達障害のある人の支援のために～ 資料 1 3 障害福祉施設等における指定福祉避難所の指定について、指定福祉避難所に関するチラシ（安心安全課） 資料 1 4 令和 6 年度版伊勢崎市タクシー活用事業（愛称：くわまるタクシー）チラシ（交通政策課） その他 令和 6 年度伊勢崎市出前講座のご案内（生涯学習課）
会 議 に お け る 議 事 の 経 過 及 び 発 言 の 要 旨	1 開会 2 会長挨拶 3 委員自己紹介 4 伊勢崎市自立支援協議会の概要 【資料 1】 事務局 ・ 伊勢崎市自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として設置している。

	本協議会は、全体会、運営会議及び特定課題会により組織されている。 全体会は、関係機関の代表者を中心に構成し、運営会議及び特定課題会における協議、検討等の報告を受け、障害福祉に関する課題の解決のための審議、協議等を行うとともに、必要に応じて特定課題会を設置することを所掌事項としている。 運営会議は、障害者基幹相談支援センター及び障害者センターの職員並びに障害福祉課長で構成し、全体会で決定した事項等をもとに、特定課題会における協議事項等を調整し、その協議の結果を取りまとめ、全体会に報告するなどの各種調整を行うもので、月1回定期的に開催している。 特定課題会は、全体会で設定したテーマ、課題等に関係する者が特定の課題を解決するために協議を行っている。現在、精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会、こども支援部会、地域生活支援拠点等整備部会、相談支援部会及び権利擁護部会が設置されている。 特定課題会には、より細分化したテーマ、課題等について協議するため、ワーキンググループを設置している。 精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会には退院促進ワーキンググループ及び理解促進ワーキンググループを、こども支援部会には就学前児童ワーキンググループ、就学後児童ワーキンググループ及び医療的ケア児ワーキンググループを、地域生活支援拠点等整備部会には緊急時受入検証ワーキンググループ及び地域づくりワーキンググループを設置している。 本協議会の関係機関として、障がい者就業・生活支援センター メルシーを事務局とする伊勢崎市障害者就労支援協議会が組織されており、市内の就労系障害福祉サービス事業所、生活介護事業所により構成されている。 伊勢崎市障害者就労支援協議会では、障害者の一般就労の促進や工賃向上に向けた取組みに関する協議、企業への視察研修等を行っている。 なお、令和5年度には、伊勢崎市障害者就労支援協議会等の主催により、障害者センターで障害者ワークフェスタを初開催し、今年度も継続開催に向けて協議、検討等を行っている。 本協議会の委員の任期は2年であり、現在の委員は令和5年度及び6年度が任期となっている。 本協議会では様々な個人情報を取り扱っているため、委員の皆様におかれましては、会議で知り得た個人情報を漏らすことがないようご注意願いたい。 5 報告事項
--	--

	(1) 令和５年度 伊勢崎市自立支援協議会の活動状況について 【資料２】 会 長 報告事項の１番目、「令和５年度 伊勢崎市自立支援協議会の活動状況」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 運営会議については、令和５年度は１２回開催し、特定課題会での協議内容、進捗状況等の報告を受けるとともに、障害福祉課からの事務連絡、障害福祉施策に関する意見交換等を行った。 ・ 精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会については、令和５年度は４回開催し、うち１回は研修会として開催した。 第１回は令和４年度の振り返りとともに、高齢者相談センターより精神障害に関する支援上の疑問、意見等を受け、これを参考として、第２回で高齢者相談センターの職員等を対象とする研修の実施に関する企画検討を行った。第３回は高齢者相談センターやケアマネージャーを対象とする研修会として、大島病院より精神障害に関する基礎知識等について講演いただいた。第４回は、令和５年度の振り返りを行いつつ、退院促進及び理解促進の観点から集中的な議論の必要性を確認し、退院促進ワーキンググループ及び理解促進ワーキンググループの設置について協議した。 令和５年度は、研修を通じて地域のニーズや課題を実感したため、本年度も引き続き関係機関等のご協力をいただきながら、精神障害者がより安心して地域で暮らすことのできる環境の構築に向けて協議を深めてまいりたい。 ・ こども支援部会については、令和５年度は医療的ケア児ワーキンググループ、就学後児童ワーキンググループ及び就学前児童ワーキンググループを各１回ずつ、計３回開催した。 医療的ケア児ワーキンググループでは、群馬県医療的ケア児等支援センター やっほの職員を招き、その活動状況の報告を伺うとともに、市内の医療的ケア児が抱える学校内での課題の抽出、医療的ケア児の受入促進に関する協議等を行った。 就学後児童ワーキンググループでは、教育と福祉の連携について、効果的な情報共有の方法や両分野の合同研修の実施について協議、検討等を行った。また、入学や進級時の切れ目のない支援の必要性や方法についても意見交換を行った。 就学前児童ワーキンググループでは、幼児に係る関係機関等の連携について協議し、関係機関等が活用している社会資源について情報共有を行った。また、こども支援部会における協議に基づき作成している伊勢崎市サポートファイルの活用状況に関する意見交換を行った。
--	---

	今後の協議については、医療的ケア児ワーキンググループでは、医療的ケア児の地域での受入れをさらに促進し、親子が安心して生活できるようにするための協議を進めていく。就学前児童ワーキンググループ及び就学後児童ワーキンググループでは、子供に関わる機会や支援者の密接な連携が当たり前に行われる地域となるよう、積極的な意見交換や協議を進めていく。 ・ 地域生活支援拠点等整備部会については、令和5年度は3回開催した。 第1回は、緊急時支援事前登録者に関する情報共有や登録情報の一覧化、共同生活援助の体験利用に関する運用方法の変更について協議した。第2回は、緊急時支援事前登録者に関する情報共有、共同生活援助の体験利用の利用促進に向けた協議を行った。第3回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて書面開催に変更し、課題に合わせたより集中的な議論の必要性を確認し、緊急時受入検証ワーキンググループ及び地域づくりワーキンググループの設置について協議した。 今後の協議については、令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定により、地域生活支援拠点等に求められる機能について、これまでは地域で暮らす障害者を対象としていたものが、施設入所者、長期入院者等の地域移行に関する機能も求められることとなったため、まずは報酬改定の内容に関する理解を深めた上で、各ワーキンググループにおける重点的な協議を進めていく。また、地域の障害福祉サービス事業所との連携が非常に重要であるため、積極的な意見交換や連携に努めていく。 ・ 相談支援部会については、令和5年度は毎月1回の定期開催として計12回開催し、相談支援専門員の人材育成を目的とした勉強会と情報共有及び意見交換を行った。 人材育成については、障害者基幹相談支援センターの職員が講師となってサービス等利用計画の作成に関する基礎学習、グループスーパービジョン等を実施した。 また、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際の注意点をテーマに勉強会を実施し、外部講師を招いて成年後見制度についてご講演いただいた。また、発達障害者支援センターによる発達障害者地域支援マネジャー事業を活用し、発達障害の理解と支援方法についてグループワークを中心とした学習を複数回実施した。 情報共有については、障害福祉課の集団指導として、障害福祉制度に関する説明、地域生活支援事業の改善に関するアンケートの実施とその結果の報告を受けた。また、令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定について、筑波大学の小澤温教授に解説していただく研修会を実施した。
--	--

	令和５年度は、新たに相談支援専門員となった者がいた一方で、相談支援事業所の閉鎖、休所等に伴い、相談支援専門員を離職する者もあり、相談支援専門員の人数としてはほぼ横ばいで推移した。相談支援専門員の人数を増やすことは急務だが、離職を防ぐことも重要であると考えており、市内では複数人の相談支援専門員が所属する相談支援事業所も増えてきたものの、依然として１名ないし２名体制の事業所も多く、ストレスが大きい環境にあることも少なくないため、今後、相談支援専門員がメンタルヘルスを損ない、その職から離れていくことのないよう、市内の相談支援事業所同士が横のつながりを大切にし、互いに支え合っていける相談支援体制の構築を図っていく。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
	(2) 令和５年度 相談支援事業の実績について 【資料３】
会 長	次に、報告事項の２番目、「令和５年度 相談支援事業の実績」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	・ 相談支援の利用者数については、障害者が５,７３６人、障害児が１,２３４人、計６,９７０人となった。 ・ 支援方法別に集計した相談件数の総数については、令和４年度よりも若干減少となったが、令和５年度よりオンライン相談を導入したところ、オンライン相談による対応が２件あった。 ・ 支援内容別の集計については、いずれも令和４年度とほぼ同等の件数、構成比となった。 ・ 相談支援事業の実施体制としては、障害者基幹相談支援センターにおいて、障害種別ごとに計８法人に事業を委託した。 ・ そのほか、ピアカウンセラー事業、障害者権利擁護事業、障害者住宅入居等支援事業及び障害者基幹相談支援センターの休日夜間相談業務の委託を行った。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	具体的にはどういった相談内容があるのか。
事務局	・ 障害者については、最も多いものが障害福祉サービスの利用等に関する相談、次いで不安の解消・情緒安定に関する相談が多い。 ・ 障害児については、幼児では障害の診断を受けたものの障害受容が進んでおらず、障害への理解や対応に

	関する相談が多い。学齢期では、学校との連携や学校に障害を理解してもらう上での困難に関する相談が多い。また、様々な家庭がある中で、障害児を育てることへの家族の不安に関する相談も多い。
委 員	[了解]
会 長	ほかに何かありますか。
委 員	[特になし]
(3) 第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画の進捗状況について 【資料4】	
会 長	次に、報告事項の3番目、「第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画の進捗状況」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 令和3年度から5年度までを計画期間とする第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に定める目標に対する令和5年度の実績を報告する。 - 成果目標1「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、施設入所者数の削減は目標値を達成しているが、これに占める地域生活への移行者数は目標値を下回った。 - 成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、精神障害者のうち地域移行支援及び地域定着支援の利用者数は目標値が各2人に対して実績はいずれも0人だった。共同生活援助の利用者数は目標値が101人に対して実績が147人となり、目標値を大きく上回った。 - 成果目標3「地域生活支援拠点等有する機能の充実」について、本市では障害者基幹相談支援センターを中心として、面的に地域生活支援拠点等を整備する方針としている。検証及び検討の実施回数は、特定課題会の地域生活支援拠点等整備部会の開催回数を計上している。 - 成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」について、伊勢崎市障害者就労支援協議会における取組みの結果を計上している。伊勢崎市障害者就労支援協議会に所属している事業所における令和元年度の一般就労への移行実績をもとに、令和5年度末時点における当該実績に対する目標倍率から目標値を設定した。 今後、障害者の一般就労への移行については、どのような指標のもとに取り組んでいくべきか、伊勢崎市障害者就労支援協議会を中心に、伊勢崎公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター メルシー等の関係機関等と連携しながら検討を進めてまいりたい。 - 成果目標5「障害児支援の提供体制の整備等」につ

	いて、児童発達支援センターは社会福祉法人樫の木が運営する森の子園を計上している。また、令和5年度末時点で保育所等訪問支援事業所は2箇所であり、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所が2箇所、同じく放課後等デイサービス事業所が4箇所となっている。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場としては、特定課題会のこども支援部会における医療的ケア児ワーキンググループを計上している。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、本市では人数が増加しており、令和5年度末時点で6人であった。 - 成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」について、障害者基幹相談支援センター及び特定課題会の相談支援部会の取組みを計上しており、研修や相談支援事業所に対する指導の実施件数が増加している。 令和5年度は、障害者基幹相談支援センターによる相談支援事業所の訪問による指導、助言等が18件、相談支援部会での相談支援専門員を対象とした研修及び基幹相談支援センターが受講したOJT研修が10件、障害者基幹相談支援センター等による地域の相談機関との連携強化については、相談支援部会で事例検討を実施した回数を計上し、5回であった。 - 成果目標7「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、障害福祉サービス等に係る各種研修等への市の職員の参加人数として、令和5年度は9人が受講した。 - 障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の計画値に対する実績については、令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、目標値に対して利用実績が落ち込んでいたが、令和5年度にはコロナ前の水準に回復してきている。 - 以上の実績をもとに、計画値の見直しや今後の障害福祉課の予算要求を実施してまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
	(4) 児童発達支援センター 地域障害児支援体制中核拠点の登録について 【資料5】
会 長	次に、報告事項の4番目、「児童発達支援センター 地域障害児支援体制中核拠点の登録」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	令和6年4月1日付けで、地域障害児支援体制中核拠点として、社会福祉法人樫の木が運営する森の子園

	を登録したことを報告する。 今後、障害児に対する必要な支援や児童発達支援事業所等に対する研修の実施など、森の子園と協力しながら本市における就学前の児童に対する支援体制を強化してまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
6	協議事項
	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への 実地指導の実施について 【資料6】
会 長	協議事項の1番目、「指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への実地指導の実施」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 相談支援専門員の質の向上、障害者（児）のサービス利用に係る公平性の確保等のため、令和5年度に指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対する集団指導を実施した。 - 令和6年度は、相談支援事業所等に障害福祉課及び指導監査課の職員が訪問し、サービス等利用計画の内容、加算の算定要件や社会福祉法に規定する各種要件を満たしているかなど、個別に実地指導を実施する予定となっている。 なお、3年間で全ての相談支援事業所に対して1回ずつ実地指導を実施する計画であり、本年度は障害者基幹相談支援センターの4事業所及び社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会が運営する障害者相談支援事業所 ひまわり及び社会福祉法人明清会が運営する相談支援事業所 くるみの計6事業所に実地指導を実施する予定となっている。 - 実地指導は、本市の全ての相談支援事業所を対象とするものであるため、本協議会に事業計画をお諮りするもので、今後、実地指導に用いるチェックリスト等を作成し、令和6年11月を目途に実地指導を実施することについて協議をお願いしたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への実地指導の実施」について、ご承認

	いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(2) 心のサポーター養成事業について 【資料 7】
会 長	次に、協議事項の 2 番目、「心のサポーター養成事業」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 精神障害者を地域で支援する体制を構築するため、令和 3 年度から厚生労働省が試行的に「心のサポーター養成事業」を実施している。厚生労働省では、所定の研修を受講した心のサポーターを令和 6 年度からの 10 年間で 100 万人まで増やす計画となっている。 - 令和 3 年度から 5 年度までの間、全国のモデル地域において 1 万人超の方が心のサポーターの養成研修を修了している。 本年度は、本市がモデル地域として採択されたことから、心のサポーター養成研修を実施するため、厚生労働省及び厚生労働省から委託を受けた事業者と協議を進めている。 - 県からの通知を受け、受講対象としては民生委員等の福祉関係者を予定しており、本年度は 20 人程度の方に心のサポーターになっていただき、以後、計画的に指導者の養成と心のサポーター養成研修を実施してまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「心のサポーター養成事業」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価・株式会社恵の不正行為等への対応について 【資料 8-1、8-2】
会 長	次に、協議事項の 3 番目、「日中サービス支援型共同

	生活援助事業所の評価・株式会社 恵の不正行為等への対応」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、サービスの提供に当たって、協議会等に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、その評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされており、本市では、令和5年度から群馬県が作成した評価シートをもとに評価を実施している。 ・ 今回の評価対象事業所は、令和5年10月1日時点で県から指定を受けているあやめはうす伊勢崎、ソーシャルインクルーホーム伊勢崎赤堀鹿島町、ソーシャルインクルーホーム伊勢崎堀下町及びグループホームふわふわ伊勢崎赤堀の4事業所であり、いずれの事業所も昨年度に実施した評価に続いて2回目の評価となる。 ・ 評価シートの協議会等記入欄については、事務局案を記入してあるので、ご意見等があるときは事務局に報告していただきたい。 ・ 関連する事項として、株式会社恵の不正行為等への対応について、厚生労働省の報道発表資料をもとに説明する。 今回、共同生活援助事業所等を運営する株式会社恵による利用者への食材費の過大請求、公費の不正請求が発覚し、行政処分が行われた。また、株式会社恵の組織的な関与が認められたことを受け、愛知県及び名古屋市における共同生活援助事業所5事業所の指定取消処分とともに、同社が運営するその他の障害福祉サービス事業所にも連座制が適用され、今後の事業所指定の更新が認められないこととなった。 ・ 群馬県内にも株式会社恵が運営する共同生活援助事業所が存在しており、本市においても、グループホームふわふわ伊勢崎赤堀が令和10年度まで指定を受けている。現在、県と情報共有しながら、利用者がどのような希望をもっているのかについて確認を進めている。また、事業所に勤務する従業員の離職の懸念も含めて、状況を注視している。 ・ グループホームふわふわ伊勢崎赤堀には本市の利用者はいないが、市外や県外の株式会社恵の事業所には本市の利用者がいることの確認がとれているため、利用者の行き先がなくなることはないよう、併せて状況を注視してまいりたい。 ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について、従前は書面のみによる評価を実施していたが、今回の株式会社恵による不正行為等を受け、今後は必要に応じて事業所にも訪問し、現場の意見を聴く機会を設けることも検討していくなど、今後の支援の中心になっていく日中サービス支援型共同生活援助の枠組が維持できるよう、伊勢崎市自立支援協議会としても
--	--

	必要な対応を進めてまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価・株式会社 恵の不正行為等への対応」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(4) 地域生活支援事業の見直しの予定について 【資料9】
会 長	次に、協議事項の4番目、「地域生活支援事業の見直しの予定」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 本市が独自に実施している地域生活支援事業等について、事業の改善に向けて検討を行っており、地域の実情及び利用者のニーズへの対応、社会情勢等を踏まえた見直しを実施してまいりたい。 本年度は、移動支援事業、要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業及び日帰り短期事業について見直しを検討している。 - 移動支援事業については、障害児の通学支援に関する要望が多く寄せられている。また、現在の社会情勢等を踏まえた適正な委託料の単価の設定に向けた検討を進めてまいりたい。 - 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業については、在宅の医療的ケアが必要な障害児を介護する保護者のレスパイトを目的としており、同種の事業がない中で、ニーズはあるが現状では利用がしづらい仕組みであるという関係団体の意見等を踏まえ、利用しやすい制度の見直しに向けた検討を進めてまいりたい。また、現在は医療保険の訪問看護を利用したサービスという位置付けであり、居宅等への訪問による支援を想定しているが、今後は公共機関の一室等を利用した一時預かりの形態による利用を可能にすることの検討も進めてまいりたい。 - 日帰り短期事業については、移動支援事業と同様、現在の社会情勢等を踏まえた適正な委託料の単価の設定に向けた検討を進めてまいりたい。 - 以上のことについて、ご承認いただければ、今後、利用者、事業者等のご意見を伺いながら制度改正の素

	案を作成し、本協議会に提案させていただきたい。また、利用者や事業者を対象とした広報、説明会等による周知を行い、令和7年4月からの制度改正の施行を目指してまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「地域生活支援事業の見直しの予定」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(5) 伊勢崎市市民参加条例に基づく委員名簿の公開について 【資料10】
会 長	次に、協議事項の5番目、「伊勢崎市市民参加条例に基づく委員名簿の公開」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 本市では「伊勢崎市市民参加条例」を定め、審議会等については原則公開としている。そこで、令和5年度の全体会議において、個人情報が含まれる部分を除き、会議及び議事録の公開についてご承認いただいた。 - 本年度は、伊勢崎市市民参加条例第14条の規定に基づき、会議及び議事録に加えて、委員名簿についても、市のホームページ、市民情報コーナー等での公開の取扱いとしたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	本会議の資料として配布されている「伊勢崎市自立支援協議会（全体会）委員名簿」の情報が公開されるということか。
事務局	そのとおり。
委 員	[了解]
会 長	ほかに何かありますか。
委 員	[特になし]

	会 長 それでは、「伊勢崎市市民参加条例に基づく委員名簿の公開」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。 委 員 [拍手] 会 長 多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。 7 その他 (1) いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催について 【資料 1 1】 会 長 次に、その他の事項の 1 番目、「いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 令和 6 年 2 月、市役所東館 1 階市民ホールでいせさき福祉ふれあいマルシェを試行的に開催し、大変好評であったことから、伊勢崎市障害者就労支援協議会での協議を経て、本年 4 月から毎月 1 回、定期的に開催することとなった。 ・ 伊勢崎市障害者就労支援協議会に所属する事業所を中心に活動しており、県立伊勢崎高等特別支援学校の生徒による喫茶コーナーも行っている。 ・ 販売品は農産物や自家製の総菜等、多岐にわたり、1 事業所で数万円を売り上げるところもあり、市民の関心も高いものとなっている。 ・ 近隣市町村の特別支援学校からも参加の意向を伺っているところであり、伊勢崎市障害者就労支援協議会の取組みがより実りあるものとなるよう、障がい者就業・生活支援センター メルシーとも協力しながら、いせさき福祉ふれあいマルシェの拡充の取り組んでまいりたい。 会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 [特になし] (2) 伊勢崎市手をつなぐ育成会について 【資料 1 2】 会 長 次に、その他の事項の 2 番目、「伊勢崎市手をつなぐ育成会」について、事務局より説明をお願いします。
--	--

	事務局 - 伊勢崎市手をつなぐ育成会については、令和4年度に大きな組織や運営方法の変更を行い、手をつなぐふれあい募金を廃止し、令和5年度以降は募金に頼らない事業運営を行っていくこととした。その中で、令和5年度中は持続可能な組織運営を行っていく方法について検討を重ね、今般、ある程度の方向性がみえてきたことに伴い、本協議会に報告する。 - 本年度の伊勢崎市手をつなぐ育成会の役員体制については、本年7月1日に総会を開催し、会長に本協議会の委員でもある伊勢崎市障害児者親の会ネットワークの橋本会長、副会長に境地区手をつなぐ育成会の戸塚会長、社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会の二宮理事長及び社会福祉法人桑の実福祉会の石川理事長の体制となった。 - 伊勢崎市手をつなぐ育成会の構成組織としては、旧伊勢崎地区の小学校区を単位とする12の地区育成会及び境地区手をつなぐ育成会の計13の地区育成会があり、区長や民生委員、小学校に関わっていただきながら運営している。 また、加盟団体として、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体にも伊勢崎市手をつなぐ育成会の運営に携わっていただいております、他にも協賛団体として、区長会、民生委員児童委員連絡協議会、伊勢崎市社会福祉協議会及び伊勢崎ボランティア協会に所属していただいております。 - 今回、新たに賛助会員として、伊勢崎市手をつなぐ育成会の活動の趣旨に賛同いただける方から資金面の援助をいただく枠組みを設けた。賛助会員の募集案内のチラシを作成したので、今後、民生委員、区長会、地域住民等に対して賛助会員を募ってまいりたい。 現状では、地区育成会及び加盟団体からの会費のみでは運営が困難であり、自主財源の確保の観点からも賛助会員を増やし、伊勢崎市手をつなぐ育成会の活動を盛り上げてまいりたい。 - 令和6年度の事業計画も既に作成しており、新型コロナウイルス感染症等の影響で活動が制限されていたが、本年度から専門委員会の活動を再開し、お茶会や障害者週間イベントを実施してまいりたい。また、関係機関等と連携して、9月には中毛地区福祉パレード及び知的障害児（者）福祉集会が予定されており、実行委員会を立ち上げて検討を進めている。 - 伊勢崎市手をつなぐ育成会の方針として、特別支援学級の児童生徒のための支援をできる限り継続してまいりたいと考えている。従前は特別支援学級等補助金として手をつなぐふれあい募金を分配していたが、今後は予算の範囲内で対象児童数に応じた補助金の交付を継続するという事で総会での了承を得た。また、加盟団体のうち、法人格のない任意団体に対しては、一律5万円の補助金を交付することを予定している。
--	---

	委 員 伊勢崎市手をつなぐ育成会は、知的障害や精神障害、発達障害がある児童生徒への支援を目的として活動している。予算規模が縮小している中ではあるが、全国や県の手をつなぐ育成会とも連携する全国的な活動であり、今後も積極的に活動していきたいと考えているので、皆様のご支援をお願いしたい。 会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 伊勢崎市手をつなぐ育成会特別支援学級等補助金交付方針によると、旧伊勢崎地区の小学校は補助金の対象外となっているのはどういった理由か。 事務局 旧伊勢崎地区では、各地区の区長会、地区社協等から地区育成会に補助金が交付されている。旧伊勢崎地区以外では、地区育成会や小学校に対して助成する仕組みがないことから、伊勢崎市手をつなぐ育成会が支援を行おうとするものであり、旧伊勢崎地区における既存の支援の枠組みについては、可能な限り継続していただきたいと考えている。 委 員 [了解] 会 長 ほかに何かありますか。 委 員 [特になし] (3) 障害福祉施設における指定福祉避難所の指定について 【資料 13】 会 長 次に、その他の事項の3番目、「障害福祉施設における指定福祉避難所の指定」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 本市では、指定福祉避難所の拡大に努めている。指定福祉避難所は、災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする人が直接避難する避難所であり、平常時から当該施設を利用している障害者等とその家族のみが利用できる。 ・ 社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会、社会福祉法人桑の実福祉会、社会福祉法人やよい福祉会及び社会福祉法人グリーンフィンガーズの4法人と協定を締結し、当該法人が管理運営する施設の一部を指定福祉避難所として利用することができるようにした。 ・ 公共施設等として、障害者センターを指定福祉避難所に指定した。今後、施設を利用している各種団体等とも協議しながら、指定福祉避難所としての機能の維持向上のため、具体的な対応の検討を進めてまいりた
--	---

	い。また、県立伊勢崎特別支援学校についても指定福祉避難所として指定し、在校生、卒業生又はその家族については直接避難できるようになった。 今後、有事の際には指定福祉避難所として円滑に機能させることができるよう、施設の管理運営法人との勉強会等も開催しながら、防災への対応を進めてまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
	(4) タクシー活用事業（くわまるタクシー）について 【資料 1 4】
会 長	次に、その他の事項の 4 番目、「タクシー活用事業（くわまるタクシー）」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 本市では、本年 1 1 月から伊勢崎市タクシー活用事業として、愛称「くわまるタクシー」事業を開始する。本事業は、高齢者や障害者などの要配慮者を対象にタクシー利用料金の一部を助成するもので、交通政策課が担当する。 - 対象者は、満 7 5 歳以上の方、満 6 5 歳以上満 7 5 歳未満で運転免許証をお持ちでない方に加え、障害者手帳を交付を受けており、かつ、福祉有償運送登録がある方、自動車改造費の補助を受けた車両の所有者、介護用車両購入費若しくは自動車改造費の補助を受けた車両で移動が可能な方又は自動車税・軽自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な方のいずれにも該当しない方となる。 - サービスを利用するためには事前の利用登録が必要であり、利用登録は本年 1 0 月から市役所本館 5 階の交通政策課で受付開始となる。利用者等から問い合わせがあった際には本日お配りしたチラシを参考にしていただきたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	ほかに事務局より何かありますか。
事務局	- 伊勢崎市出前講座について説明させていただく。 - 本年度から障害福祉課の出前講座に「障害者の理解促進について」が追加となった。これは、本年 4 月から事業者による障害者に対する合理的配慮が義務化さ

	れたことを受け、合理的配慮に関する基礎知識の講座及び手話教室をセットとして実施するもので、必要に応じてご活用いただきたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	〔特になし〕
会 長	最後に、委員の皆様から何かございますか。
委 員	〔特になし〕
	8 閉会
事務局	令和6年10月23日（水）の午後2時から第2回の全体会議を開催したい。
委 員	〔異議なし〕
事務局	あらためて、委員の皆様宛てに開催案内を通知する。
事務局	以上をもちまして、令和6年度第1回伊勢崎市自立支援協議会全体会を終了させていただきます。 長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。